

別表六(二十三)
「20」又は「25」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合
の法人税額の特別控除に関する明細書

		事業年度		法人名		別表六(二十三) 令七・四・一以後終了事業年度分	
措法第42条の12の4第2項各号の該当号 (経営力向上設備等の該当区分)		1	第1号・第2号 (第項第号)	第1号・第2号 (第項第号)	第1号・第2号 (第項第号)	第1号・第2号 (第項第号)	第1号・第2号 (第項第号)
事業種目		2					
資産 区 分	種類	3					
	構造、設備の種類又は区分	4					
	細目	5					
	取得年月日	6	・	・	・	・	・
取得 額	指定事業の用に供した年月日	7	・	・	・	・	・
	取得価額又は製作価額	8	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9					
差引改定取得価額 (8) - (9)		10					
法人税額の特別控除額の計算							
当期 分	取得価額の合計額 (10)の合計	11	円	前期 繰越 分	差引当期税額基準額残額 (17) - (18) - (別表六(十五)「19」)	21	円
	同上のうち建物及びその附属設備に係る額	12			繰越税額控除限度超過額 (27の計)	22	
	(11)のうち建物及びその附属設備以外の資産に係る額 (11) - (12)	13			同上のうち当期繰越税額控除可能額 (21)と(22)のうち少ない金額	23	
	同上のうち特定中小企業者等に係る額	14			調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑬」)	24	
	税額控除限度額 $(12) \times \frac{20}{100} + ((13) - (14)) \times \frac{7}{100} + (14) \times \frac{10}{100}$	15		当期 繰越 分	当期繰越税額控除額 (23) - (24)	25	
	調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	16			法人税額の特別控除額 (20) + (25)	26	
	当期税額基準額 $(16) \times \frac{20}{100} - (別表六(十五)「14」)$	17					
	当期税額控除可能額 (15)と(17)のうち少ない金額	18					
	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑮」)	19					
	当期税額控除額 (18) - (19)	20					
翌期繰越税額控除限度超過額の計算							
事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	27	円	当期控除可能額	28	円	翌期繰越額 (27) - (28)
							29
・							
・							
計							
P34参照							
当期分	(15)						外
合計							
機械設備等の概要							

別表六(二十三)

「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小企業者等が特定経営力向上設備等取得した場合の法人税額の特別控除	令和7年旧措置法第42条の12の4第2項	00603 ※1	租税特別措置法の条項ごとの金額 ※2
	第42条の12の4第2項（経営強化法規則第16条第2項第1号）	00720 ※1	
	第42条の12の4第2項（経営強化法規則第16条第2項第2号）	00721 ※1	
	第42条の12の4第2項（経営強化法規則第16条第2項第3号）	00722 ※1	
	第42条の12の4第2項（経営強化法規則第16条第3項）	00723 ※1	

※1 区分番号は、税額控除の適用を受ける次の①から⑤までの設備等の区分ごとに記載してください。

- ① 区分番号「00603」（令和7年旧特定経営力向上設備等）
令和7年3月31日以前に取得等をした特定経営力向上設備等
- ② 区分番号「00720」（生産性向上設備）
令和7年4月1日以後に取得等をする経営強化法規則第16条第2項第1号に掲げる設備等に該当する特定経営力向上設備等
- ③ 区分番号「00721」（収益力強化設備）
令和7年4月1日以後に取得等をする経営強化法規則第16条第2項第2号に掲げる設備等に該当する特定経営力向上設備等
- ④ 区分番号「00722」（経営資源集約化設備）
令和7年4月1日以後に取得等をする経営強化法規則第16条第2項第3号に掲げる設備等に該当する特定経営力向上設備等
- ⑤ 区分番号「00723」（経営規模拡大設備）
令和7年4月1日以後に取得等をする経営強化法規則第16条第3項に規定する設備等に該当する特定経営力向上設備等

※2 適用額は、「20」欄の金額を上記※1①から⑤までの設備等の区分ごとに計算した税額控除限度額（「15」欄）の比で按分した金額となります。具体的には、次の①又は②のとおり記載してください。

- ① その適用を受ける設備等が1つの区分のみに該当する場合
「20」欄の金額を記載してください。
 - ② その適用を受ける設備等が複数の区分に該当する場合
次の区分番号ごとに次の金額を記載してください。
- イ 区分番号「00603」（令和7年旧特定経営力向上設備等に係る適用額）

$$\text{「20」欄の金額} - \left(\text{「20」欄の金額} \times \frac{\text{上記※1②③④⑤の設備等のみで計算した場合に「15」欄の金額となる金額}}{\text{「15」欄の金額}} \right)$$
- ロ 区分番号「00720」（生産性向上設備に係る適用額）

$$\text{「20」欄の金額} - \left(\text{「20」欄の金額} \times \frac{\text{上記※1①③④⑤の設備等のみで計算した場合に「15」欄の金額となる金額}}{\text{「15」欄の金額}} \right)$$
- ハ 区分番号「00721」（収益力強化設備に係る適用額）

$$\text{「20」欄の金額} - \left(\text{「20」欄の金額} \times \frac{\text{上記※1①②④⑤の設備等のみで計算した場合に「15」欄の金額となる金額}}{\text{「15」欄の金額}} \right)$$
- ニ 区分番号「00722」（経営資源集約化設備に係る適用額）

$$\text{「20」欄の金額} - \left(\text{「20」欄の金額} \times \frac{\text{上記※1①②③⑤の設備等のみで計算した場合に「15」欄の金額となる金額}}{\text{「15」欄の金額}} \right)$$
- ホ 区分番号「00723」（経営規模拡大設備に係る適用額）

$$\text{「20」欄の金額} - \left(\text{「20」欄の金額} \times \frac{\text{上記※1①②③④の設備等のみで計算した場合に「15」欄の金額となる金額}}{\text{「15」欄の金額}} \right)$$

(例)

- ・法人税申告書に添付された別表六（二十三）「20」欄の金額 200万円
 - ・法人税申告書に添付された別表六（二十三）「15」欄の金額 500万円
 - ・生産性向上設備（区分番号「00720」）のみで計算した場合に「15」欄の金額となる金額 150万円
 - ・収益力強化設備（区分番号「00721」）のみで計算した場合に「15」欄の金額となる金額 100万円
 - ・経営規模拡大設備（区分番号「00723」）のみで計算した場合に「15」欄の金額となる金額 250万円
- この場合には、区分番号「00720」、「00721」及び「00723」の適用額は、次のとおり計算します。

$$\text{「00720」：} 200\text{万円} - 200\text{万円} \times \frac{(100\text{万円} + 250\text{万円})}{500\text{万円}} = 60\text{万円}$$

$$\text{「00721」：} 200\text{万円} - 200\text{万円} \times \frac{(150\text{万円} + 250\text{万円})}{500\text{万円}} = 40\text{万円}$$

$$\text{「00723」：} 200\text{万円} - 200\text{万円} \times \frac{(150\text{万円} + 100\text{万円})}{500\text{万円}} = 100\text{万円}$$

「25」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
繰越税額控除限度超過額の繰越控除制度	第42条の12の4第3項	00604	「25」欄の金額